

財政健全化計画の見直しについて

1 財政健全化計画の構成

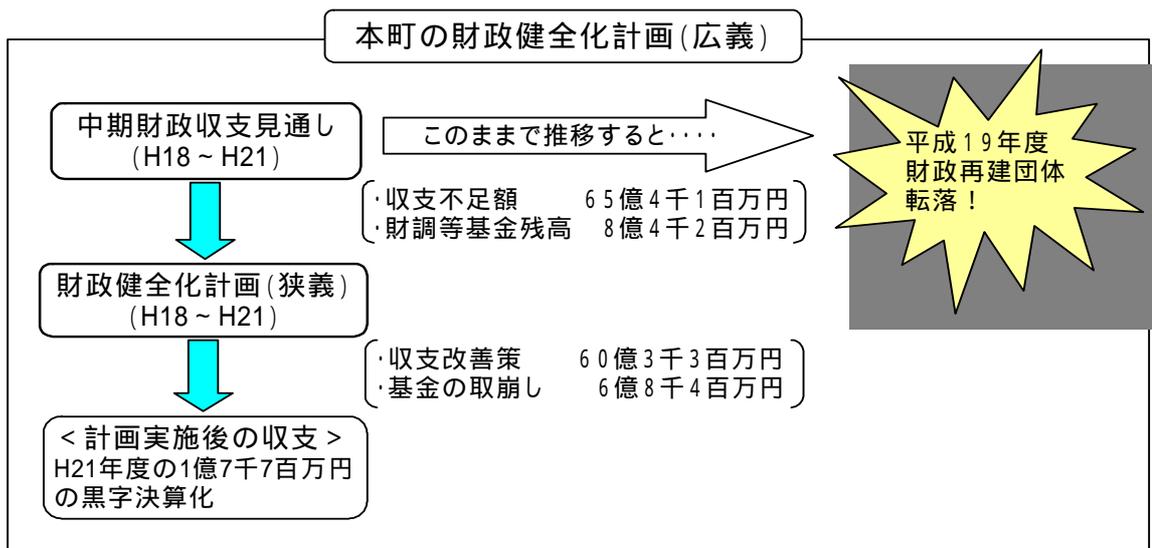
一般的に、財政健全化計画（広義）は、「中期財政収支見通し」と「財政健全化計画（狭義）」で構成される。

- (1) 中期財政収支見通しとは、3年～5年先の収支を一定条件のもとで機械的に推計するもの
- (2) 中期財政収支見通しで赤字収支が判明した場合、多くの自治体では、財政健全化計画（狭義）を作成し、赤字額の解消に向けた収支改善策に取り組むことになる。

2 本町の財政健全化計画

- (1) 平成17年12月27日策定
- (2) 平成17年12月時点の中期財政収支見通しにおいて、平成18年度から平成21年度までの4年間の累積で、65億4千1百万円の収支不足額（赤字）が推計された。
- (3) 財政健全化計画（狭義）を作成し、平成21年度末までに65億4千1百万円の赤字解消を目指して財源対策を講じることとした。

人件費の抑制等の収支改善策 60億3千3百万円
基金の取崩し 6億8千4百万円



3 今なぜ、財政健全化計画を見直すのか

- (1) 計画実施の初年度にあたる平成18年度決算（速報値）が判明したこと。
- (2) 平成17年当時に比べて、本町財政を取り巻く環境に変化が見られること。
- (3) 次年度の当初予算編成のガイドラインを示すべき時期であること。

4 どのような手順で計画を見直したのか

- (1) 平成18年度の計画実施の成果を検証した。
- (2) 平成17年の中期財政収支見通しの時点修正を実施した（時点修正後の中期財政見通し）。
- (3) 時点修正後の中期財政見通しで、平成21年度までに6億5千5百万円の赤字が判明した。
- (4) 6億5千5百万円の赤字解消を目指して、平成17年の財政健全化計画(狭義)の見直し、追加的な財源対策を講じることとした。

新規・拡充項目による収支改善策 3億3千9百万円
基金の取崩し 3億2千7百万円